

定 款

(令和5年6月27日改定)

東部ネットワーク株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、東部ネットワーク株式会社と称し、英文では、
TOHBU NETWORK CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 貨物自動車運送事業
2. 貨物利用運送事業
3. 特定旅客自動車運送事業
4. 不動産の賃貸、売買、仲介、管理および不動産開発に関する事業
5. 倉庫業
6. 労働者派遣事業
7. 自動車整備業
8. 産業廃棄物収集運搬業
9. 石油類および高圧ガス類の販売業
10. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
11. 生命保険の募集に関する業務
12. セメント、その他各種建材の販売業
13. 自動車、電子計算機の販売業およびリース業
14. 自動車のタイヤ、部品の販売業
15. ソフトウェアの開発および販売
16. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営並びに電気の販売等に関する業務
17. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を横浜市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、22,996千株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行なうことができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規程による。

(単元未満株式の買増請求)

第11条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第12条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1.法令により定款をもってしても制限することができない権利。
- 2.株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当を受け取る権利。
- 3.前条による単元未満株式の買増請求をする権利。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(招集権者および議長)

第 16 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決 議)

第 17 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権行使の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

(員 数)

第 20 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選 任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。選任にあたっては株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 22 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会の決議をもって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

- 2 代表取締役は、取締役会の決議をもってこれを選定する。ただし、取締役会長、取締役社長および取締役副社長は、代表取締役でなければならない。

(相談役・顧問)

第 24 条 当社は、必要に応じ取締役会の決議をもって、相談役または顧問を置くことができる。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会の運営に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会の招集権者および議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に発する。緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 28 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびに、その他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(常勤監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会の運営に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に発する。緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第 35 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会の議事は、その経過の要領および結果ならびに、その他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第 37 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 取 締 役 お よ び 会 計 監 査 人 の 責 任 免 除

(損害賠償責任の一部免除)

第 40 条 当社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)および会計監査人との間に当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の決定機関)

第 42 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当等の基準日)

第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 44 条 期末配当金および中間配当金の支払開始から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

2 前項の配当金には利息を付さないものとする。

第 9 章 買 収 防 衛 策

(買収防衛策導入等)

第 45 条 買収防衛策の導入、継続及び廃止は、株主総会において決定することができる。

2 前項に定める買収防衛策の導入、継続及び廃止とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。

(新株予約権無償割当の決定機関)

第 46 条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当を行うことができる。

2 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、取締役会の決議をもって第109回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

以 上

改定	平成	8年	1月	30日
改定	平成	8年	6月	28日
改定	平成	9年	6月	24日
改定	平成	11年	6月	24日
改定	平成	12年	6月	29日
改定	平成	13年	6月	28日
改定	平成	14年	6月	27日
改定	平成	15年	6月	26日
改定	平成	16年	6月	29日
改定	平成	17年	8月	10日
改定	平成	17年	10月	3日
改定	平成	18年	6月	29日
改定	平成	19年	6月	28日
改定	平成	21年	6月	25日
改定	平成	23年	6月	28日
改定	平成	27年	6月	25日
改定	令和	元年	6月	26日
改定	令和	4年	6月	28日
改定	令和	5年	6月	27日